



霞ヶ浦の生態系に壊滅的な影響を与える冬期水位上昇管理の
中止を求める申入書（回答）

NPO法人アサザ基金
代表理事 飯島 博 様

平成22年1月26日

霞ヶ浦河川事務所

事務所長 望月 美知秋



1月14日付け標記の要望書について回答をさせていただきます。

【回答】

霞ヶ浦の水位管理は、水資源開発公団総裁が作成し建設大臣が認可した「霞ヶ浦開発施設に関する施設管理規定」に基づき運用していることから、湖岸植生の緊急保全対策工事とそのモニタリング終了時点で、安定した水利用を確保するため、管理規定に定められた冬期の水位上昇を行っております。ただし、水利用と湖の水辺環境との共存を模索するため、霞ヶ浦開発事業の利水者である茨城県、東京都及び千葉県の了解のもと、水資源機構利根川下流総合管理事務所と霞ヶ浦河川事務所共同で、冬期の霞ヶ浦水位運用試験を実施しております。

今後とも霞ヶ浦の湖岸植生の保全・再生や浄化事業についてご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。